

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

コーポレート・ガバナンスは、会社が、株主をはじめ顧客・従業員・取引先・社会など、さまざまなステークホルダーの立場を踏まえた上で、透明・公正かつ迅速・果断な意思決定を行い、経営の健全性を高めていくための仕組みです。

コーポレート・ガバナンスはステークホルダーとの信頼の上に機能します。財務情報、非財務情報の開示によってステークホルダーとのフラットな関係を目指し対話を重ねていくこと、またコンプライアンスを重視することによって、ステークホルダーとの信頼が構築されると考えます。

こうした考えに基づいて機関やシステムを構築・運用し、株主をはじめとするステークホルダーとの信頼関係の構築・深化につとめるのが、当社のコーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方です。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

当社は、コーポレートガバナンス・コードの基本原則をすべて実施しています。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
糸井 重里	645,000	27.83
池田 あんだ	480,000	20.71
山本 英俊	326,900	14.10
ほぼ日従業員持株会	240,900	10.39
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	195,300	8.42
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	27,500	1.18
小泉 純子	21,800	0.94
細井 潤治	21,800	0.94
篠田 真貴子	20,000	0.86
永田 泰大	20,000	0.86

支配株主(親会社を除く)の有無	
-----------------	--

親会社の有無	なし
--------	----

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 JASDAQ
決算期	8月
業種	小売業
直前事業年度末における(連結)従業員数	100人未満

直前事業年度における(連結)売上高	100億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与える特別な事情

該当事項はありません。

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	9名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	社長
取締役の人数 更新	7名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	2名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	1名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()									
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j
山本 英俊	他の会社の出身者										
塚越 隆行	他の会社の出身者										

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びiのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
山本 英俊			長年にわたりフィールズ株式会社の経営に携わり、その経験を通じて培った経営の専門家としての経験・知見を有することから、適任と判断しています。
塚越 隆行			長年にわたりクリエイティブ事業の経営に携わり、その経験を通じて培った経営に関する幅広い経験と深い知見を有することから、適任と判断しています。

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無

なし

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	4名
監査役の人数	3名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役、会計監査人と内部監査室は、緊密な連携を保つため、定期的にミーティングを持つなど積極的に情報交換を行い、監査の有効性、効率性を高めています。

具体的には、内部監査室と監査役間で、監査の実施・結果の共有を行うほか、リスク管理、内部管理体制構築などの監査項目以外についても日常的に意見交換を行っています。

また、会計監査人と内部監査人間では、会計監査の際に内部監査資料を共有し、相互の監査状況について意見交換を行っています。

監査役と会計監査人間では、四半期ごとに監査報告会を設け、適宜内部監査室も同席して三者間で監査状況に関する意見交換や課題共有を行い、連携を図っています。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	3名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	3名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係()											
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l
摂州 美千代	他の会社の出身者												
後藤 和年	他の会社の出身者												
佐田 俊樹	他の会社の出身者												

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f, g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
摂州 美千代			金融機関における内部監査や会計監査経験ならびに米国公認会計士試験全4科目合格実績があり、その経験を通じて培った財務、会計、コンプライアンスおよび内部統制に関する幅広い知識と知見を有することから、適任と判断しています。
後藤 和年			丸紅株式会社を中心とした法務についての高度な能力・見識等を有することから、適任と判断しています。

佐田 俊樹		証券会社勤務経験、投資会社および事業会社での社外監査役勤務経験を通じて、企業監査に関する専門的で幅広い知識・知見を有するところから、適任と判断しています。
-------	--	---

【独立役員関係】

独立役員の人数 更新

4名

その他独立役員に関する事項

当社は独立役員について、独自の独立性判断基準を定めていませんが、株式会社東京証券取引所が定める独立役員の独立性の判断基準等を参考にして、経歴や当社との関係を踏まえて、会社法に定める要件に該当し、独立性を有していると判断した人物を独立役員として選任しています。

当社は独立役員の資格を充たす社外役員を、すべて独立役員に指定しています。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する
施策の実施状況

ストックオプション制度の導入

該当項目に関する補足説明

取締役へストックオプションは付与していませんが、業績向上へのインセンティブを高める施策について、継続的に検討いたします。

ストックオプションの付与対象者

従業員、子会社の取締役

該当項目に関する補足説明

当社の中長期的な成長及び企業価値向上と、対象者の受ける利益とを連動させ、会社に対する対象者の貢献意欲を高めることを目的として、ストックオプション制度を採用しています。

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

報酬等の総額が1億円以上の者が存在しないため、報酬の個別表示は実施していません。
なお、取締役、監査役の報酬の総額及び支給人員数について、事業報告にて開示しています。

報酬の額又はその算定方法の決定方針
の有無

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役の報酬額は、株主総会で決議された報酬限度額の範囲内において、取締役の協議により各取締役の職務と実績に応じて、決定するものとしています。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役及び社外監査役のサポートは、管理部主管のもと行っており、使用人の補助要請ができるように監査役会規程に規定されています。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

当社は会社法にもとづく機関として、株主総会、取締役会、監査役会および会計監査人を設置するとともに、業務をモニタリングする役割として内部監査室を設置しており、これらの機関の相互連携によって適切な経営を図っています。

a. 取締役会・役員体制

当社の取締役会は、取締役7名(うち社外取締役2名)で構成されています。取締役会は必要な場合に迅速な意思決定ができるよう、月1回開催する定時取締役会に加え、必要に応じて臨時取締役会を開催しています。

b. 監査役・監査役会

当社の監査役会は、監査役3名(うち社外監査役3名)で構成されています。監査役は取締役会その他の社内会議に出席し、取締役の職務執行

について適宜発言しています。また、監査役は毎期監査計画を立案して監査を行い、毎月1回監査役会を開催するほか必要に応じて臨時監査役会を開催することがあります。また、効果的かつ効率的な監査の実施のため、内部監査室及び会計監査人と定期的にコミュニケーションをもち、監査を行う上で有用な情報の共有化を図っています。

c. 内部監査

当社は代表取締役社長直轄の内部監査室(2名)が内部監査を実施しています。内部監査担当者は他部署との兼務となっていますが、自己監査とならないように自己が所属する部署以外の監査を行っています。

d. 会計監査人

当社は、東陽監査法人と監査契約を締結し、適時適切な監査が実施されています。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は社外取締役2名及び社外監査役3名を選任しています。当社では、社外取締役及び社外監査役の有する会社経営、会計財務、企業法務等に関する経験や専門的な知見に基づき、社外の視点から監督又は監査を行うことにより、経営監視機能の客観性及び中立性を確保しています。今後もガバナンス体制の向上を継続して検討していきますが、現状においては監査役会設置会社としての現体制を基礎に、ガバナンス体制の向上を図ることが適当と判断しています。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	株主総会の招集通知については、可能な範囲で早期発送に取り組みます。
集中日を回避した株主総会の設定	株主総会の開催日は、集中日を避け、多くの株主が参加しやすい日時を設定しています。

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	当社コーポレートサイト内にディスクロージャーポリシーを掲載し、開示方法、沈黙期間について記載しています。	
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	四半期決算及び年度決算終了後の決算説明会を開催しています。 また、説明会の発表内容、資料等は当社コーポレートサイト上で公開しています。	あり
IR資料のホームページ掲載	当社コーポレートサイト内にて、決算情報等の適時開示情報、及び決算説明会資料などのIR活動に資する資料を掲載しています。	
IRに関する部署(担当者)の設置	組織規模に鑑み、他部署と兼務のスタッフ2名を中心に、管理部長の指揮のもとIR活動を行っています。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	ほぼ日のコンプライアンス行動規範において以下のとおり規定しています。 ・法令等を遵守します。 法令や社会規範、社内の規程やルールを厳格に遵守するとともに、公正で自由な競争を行い、倫理観に立って取り組みます。 ・誠実に、透明性の高い取り組みに努めます。 顧客、取り組み先、関係者、乗組員や自分自身に対して嘘をつかず誠実に取り組みます。株主、社会に適切に情報を開示し、透明性の高い経営に努めます。
環境保全活動、CSR活動等の実施	動物愛護の活動を行う一般社団法人「ランコントレ・ミグノン」へ動物愛護活動の資金として、一部商品の利益を寄付しています。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	当社コーポレートサイトの掲載、及び適時開示を通じて、各ステークホルダーに対して、迅速、正確かつ公平に情報開示を行います。

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

当社は、会社法および会社法施行規則に定める「業務の適正を確保するための体制」について取締役会において決議しています。その概要は以下のとおりです。

(a)取締役、使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

- ・取締役、従業員の職務の執行が法令および定款に適合し、かつ社会的責任を果たすため、「コンプライアンス行動規範」を定めて、全ての役員および従業員に向けて周知徹底を図ります。
- ・取締役、従業員に対するコンプライアンス研修を実施します。
- ・「リスク管理規程」に基づいて、内部通報制度を構築し、コンプライアンス違反行為の相談や通報をするための内部通報窓口を設置します。
- ・「内部監査規程」に基づいて、代表取締役社長直轄の内部監査室が定期的に内部監査を実施し、会社の業務状況を把握し、全ての業務が、法令、定款および社内規程に則って適正かつ妥当に行われているかを監査し、コンプライアンスの維持向上に努めます。
- ・経営者は週次で全社向けにミーティングを開催し、コンプライアンスを含む社会的規範や、会社が重要視する組織風土について定期的に伝達することで、取締役および従業員が自律的に法令および定款に適合した職務を執行する環境の構築強化に努めます。

(b)取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- ・取締役の職務執行状況を確認できるような情報の保存・管理体制として、議事録、稟議書、契約書等保存対象書類、保存期間、文書区分、保存場所等を「文書管理規程」に定めます。

(c)当社および当社グループ会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- ・取締役、従業員に対して定期的にリスク管理に関する教育・研修を実施します。
- ・大規模な事故や災害・不祥事が発生した場合の対応方法を「リスク管理規程」に定めます。

(d)当社および当社グループ会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- ・取締役会としての役割と責任権限を明確にするため「取締役会規程」を定め、当該規程に基づいて取締役会を運営します。
- ・定例の取締役会を毎月1回開催し、経営方針および経営戦略に係る重要事項の決定ならびに取締役の業務執行状況の監督等を行います。
- ・規程に定められた会議体に加えて、取締役が集まり経営方針について議論する機会を定期的に設けることで経営方針や職務執行状況について適時に共有し、職務執行の効率化を図っています。
- ・取締役会の機能をより強化し、経営効率を向上させるため、必要に応じて適宜臨時の取締役会を開催し、業務執行に関する基本事項及び重要事項に係る意思決定を機動的に行います。
- ・取締役会の決定に基づく業務執行については、「組織図」「職務権限規程」「職務権限一覧表」において、職務の執行の責任およびその執行手続きを規定し、効率的な職務執行を確保します。また、各規程は必要に応じて適宜見直しを図ります。

(e)当社および当社グループ会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

- ・当社グループとしてのガバナンス体制構築のため、管理業務の受託を通じて管理部が子会社管理を行います。
- ・出向役員は業務委託者を含めた従業員に対して、コンプライアンスを含む社会的規範や、会社が重要視する組織風土について定期的に伝達し、業務執行における環境の構築強化に努めています。
- ・業務執行状況・財務状況等を定期的に代表取締役社長へ報告します。
- ・当社の内部監査室による子会社の監査を実施します。

(f)監査役がその職務を補助すべき使用者を置くことを求めた場合における当該使用者に関する事項ならびに当該使用者の取締役からの独立性および当該使用者に対する指示の実効性の確保に関する事項

- ・監査役が必要とした場合は、監査役の職務を補助する補助スタッフを配置し、必要な員数を確保します。
- ・監査役補助スタッフの人事評価、懲戒処分等に対して、監査役の同意を得るものとします。
- ・当該補助スタッフは、監査役の補助業務に関し、監査役の指揮命令下において優先して従事するものとします。

(g)取締役および従業員が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

- ・監査役は、取締役会のみならず必要に応じて重要な会議に出席し、取締役等から業務執行状況の報告を受けます。
- ・監査役は、会計監査人、内部監査室との情報交換に努め、緊密な連携をとりながら監査の実効性を確保します。
- ・取締役および従業員は、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実があることを発見した等、監査役に報告すべき事由があると認める場合、速やかに監査役に報告します。
- ・監査役への報告を行った取締役および従業員に対して、不利益な取扱いをすることを禁止します。

(h)監査役の職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

- ・当社は、監査役がその職務の執行について必要な費用の前払等の請求をしたときは、速やかに当該費用または債務を処理します。

(i)その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ・監査役は、法令が定める権限を行使するとともに、「監査役会規程」「監査役監査基準」に従い、監査方針、監査計画、職務分担等に従い、取締役の職務執行について監査します。
- ・監査役は、取締役と適宜意見交換を実施するほか、内部監査室および会計監査人との定期的な情報交換を行います。

(j)財務報告の信頼性を確保するための体制

- ・金融商品取引法等に基づいて当社および子会社の財務報告の信頼性を確保するため、財務報告に係る内部統制の評価の基準に従って、関連規程等の整備をします。
- ・「内部統制基本計画書」を策定し、その推進体制を明確にするとともに、各部門・組織での自己点検および内部統制の評価部門による独立的なモニタリングを継続的に実施します。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況 更新

(a) 基本的な考え方

・反社会的勢力の排除は企業の社会的責任とともに企業防衛の観点からも必須のことであり、当社グループでは、反社会的勢力とは一切の関係を持たないこととし、これら勢力等による不当要求に対しては毅然とした態度で臨みます。

(b) 整備状況

・「コンプライアンス行動規範」に反社会的勢力排除を定め、社内に徹底を図っています。
・「反社会的勢力排除規程」「反社会的勢力排除実施要領」において、反社会的勢力からの不当要求等への組織的な対応体制、具体的な対応方法等を定め、全ての役員及び従業員に周知を徹底しています。
・反社会的勢力の排除に向け、他企業との情報共有、所轄警察署・暴力追放運動推進センター・顧問弁護士等の外部専門機関と連携し、組織として速やかに対応できる体制を整備しています。
・暴力団追放運動推進都民センター(暴追都民センター)に加入し、反社会的勢力に関する情報の収集・管理に努めています。
・反社会的勢力からの不当要求等に対し、管理部が窓口となり、経営トップをはじめ組織全体で事態に対処します。

その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

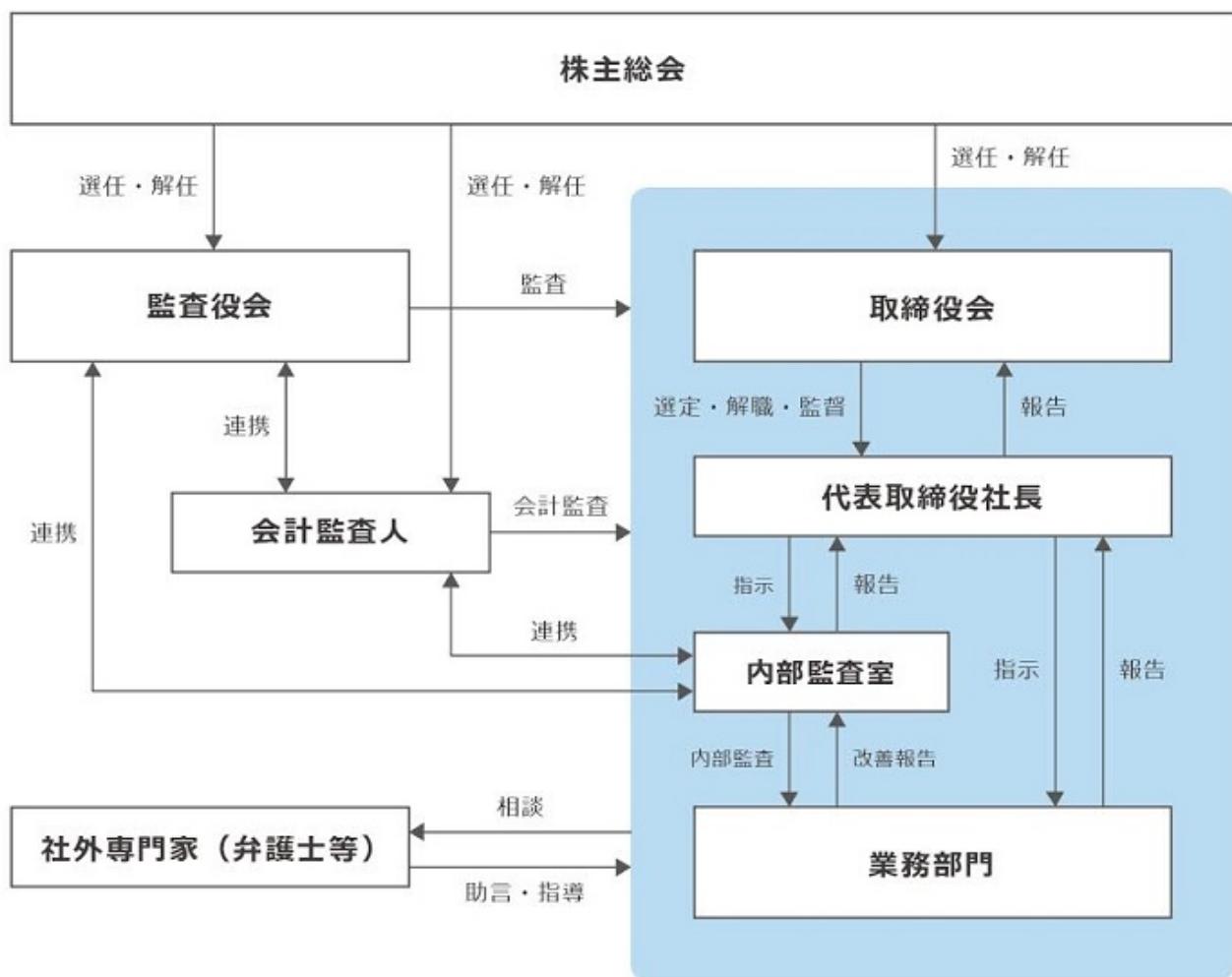
該当事項はありません。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

(1)コーポレート・ガバナンス体制について
【模式図(参考資料)】をご参照ください。

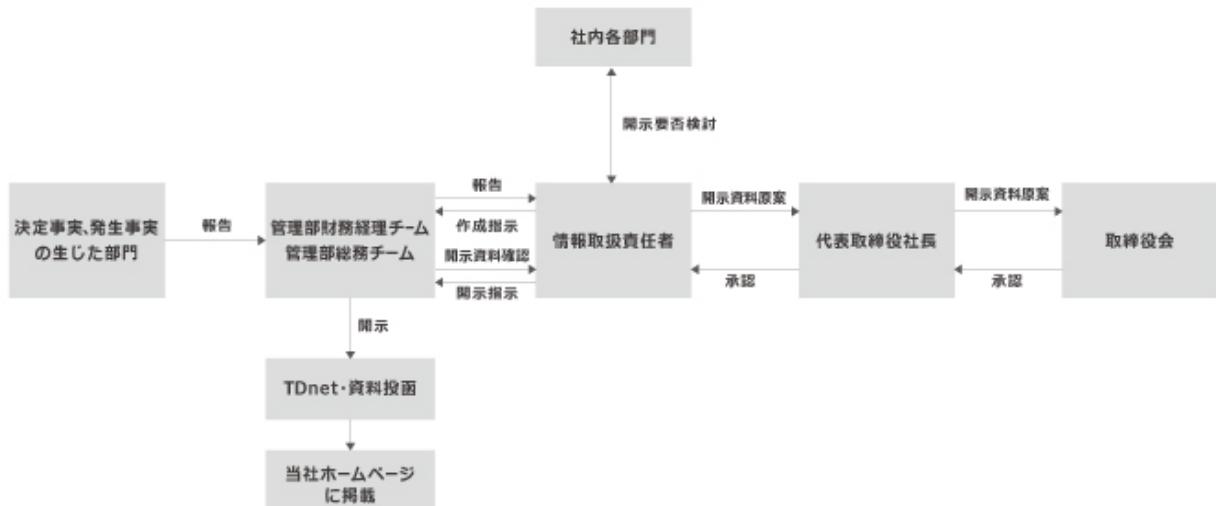
(2)適時開示体制について
【適時開示体制の概要(模式図)】をご参照ください。

【模式図(参考資料)】



【適時開示体制の概要(模式図)】

決定事実・発生事実に関する情報の適時開示業務フロー



決算に関する情報の適時開示業務フロー

